

城北信用金庫投信取引約款 <新旧対照表>

新	旧
<p>第1章1～3（現行どおり）</p> <p>3. の2（共通番号の届出）</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>4～5（現行どおり）</p> <p>第2章～第6章（現行どおり）</p> <p><u>令和7年8月29日</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第1章1～3（省 略）</p> <p>3. の2（共通番号の届出）</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>4～5（省 略）</p> <p>第2章～第6章（省 略）</p> <p><u>(変 更)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>